

## 長野県第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）について

森林づくり推進課 鳥獣対策室

## 計画策定の目的

「ツキノワグマ個体群の長期にわたる安定的維持」及び「人身被害の回避と農林業被害の軽減」

## 第5期計画の期間

令和4年5月～令和9年3月まで

## 生息状況

- (1) 生息環境及び県内推定生息数 中央値：7,269頭（3,831～10,128頭）  
 (2) 出没状況（4期計画期間平均） 里地：1020件/年 林内：883件/年  
 (3) 捕獲状況（4期計画期間平均） 265頭/年

## 目撃・被害状況

## (1) 里地での目撃情報・人身被害発生件数の推移

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月 - 3月	4-3月 計	人身被害 件(人)
H29	11	20	91	151	152	128	22	20	3	2	600	6(7)
H30	22	92	183	158	182	55	23	18	9	7	749	5(5)
R01	18	64	196	291	334	207	125	68	16	13	1,332	8(8)
R02	16	50	151	264	411	309	126	86	14	10	1,437	12(12)
R03	16	78	210	266	205	116	83	62	20	3	1,059	16(16)
R04	20	56	124								200	1(1)

※人身被害は林内での発生も含む。

## (2) クマによる農林業被害の推移

区 分	H29年度	H30	R元	R2	R3（速報）	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
農 業 被 害	14,234	12,688	10,640	16,906	7,764	62,232
林 業 被 害	85,627	94,071	90,655	127,036	136,599	533,988
計	99,861	106,759	101,295	143,942	144,363	596,220
鳥獣被害全体 に占める割合	11.9%	13.4%	13.7%	19.4%	19.8%	15.6%

## 保護管理の目標

ツキノワグマと人との緊張感ある共存関係を再構築するため、以下5つの目標を設定する。

① 人身被害件数の減

② 農林業被害の軽減

③ 個体群の安定的な維持

④ 錯誤捕獲数の減

⑤ 集落内での目撃件数の減

## 第4期保護管理計画からの主な変更点

- (1) 「地域区分」に応じた管理方針の導入  
 (2) 「春期捕獲」対象を全県に拡大  
 (3) 「捕獲上限数」の変更

## 「地域区分」の概要

市町村への地域区分の適用については、詳細を専門部会等で年度内を目途に検討

主要生息地域：ツキノワグマが主に採餌・繁殖等の生息活動を行う地域

緩衝地域：人との活動が重複し、ツキノワグマが人に警戒しながら活動する地域

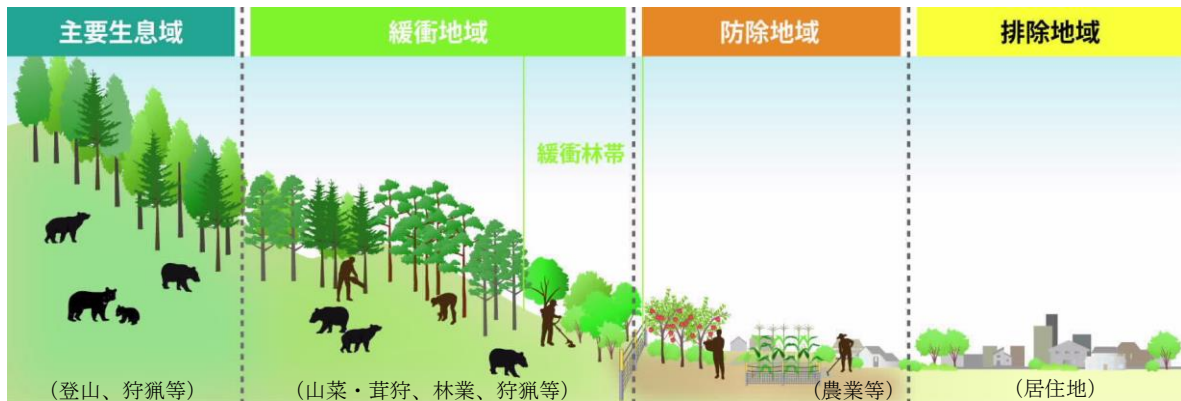
防除地域：農業等の人の活動が盛んな地域

排除地域：人が日常的に活動する地域

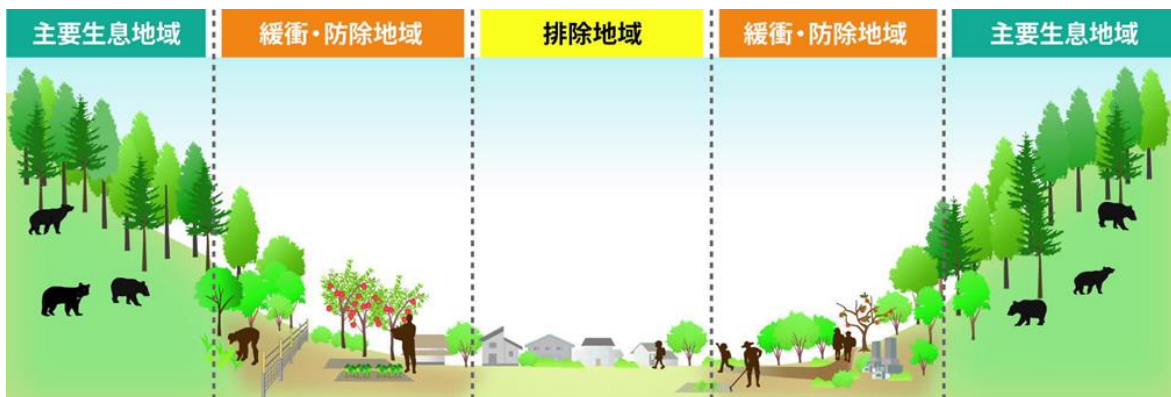
地域区分 (利活用状況)	管理方針	対策方法例	捕獲許可方針 (県許可、市町村許可)
主要生息地域 ＝奥山、森林域	森林環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発行為の規制</li> <li>鳥獣保護区の設定</li> </ul>	県：有害捕獲は原則禁止 県：春期捕獲許可（個体数調整） 県：人身被害の恐れがあれば捕獲許可 市町村：原則許可しない
緩衝地域 ＝里山林	里山林の活用促進 (緩衝帯機能向上) 防除・排除地域へ の出没抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>除間伐、刈払による見通し確保</li> <li>追払等ツキノワグマ定着化防止</li> </ul>	県：林産物等被害があり、対策実施後も被害が継続する場合は捕獲許可 県：人身被害の恐れがあれば捕獲許可 市町村：原則許可しない
防除地域 ＝山麓～市街地 までの農地等	侵入防止 滞在場所の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘引物除去、管理</li> <li>河川沿い下草刈り、防除柵等設置</li> <li>雑木林、耕作放棄地、廃墟等管理</li> </ul>	県：農作物等被害があり、対策実施後も被害が継続する場合は捕獲許可 市町村：人が活動する時間や場所付近に何度も出没、又は人や家畜がいる建物や敷地に侵入した場合は許可
排除地域 ＝人家密集地			県：－ 市町村：被害に関わらず有害捕獲許可

## 「地域区分」のイメージ

(1) 山麓部から市街地まで距離がある地域



(2) 山間・山麓部の地域



## 地域区分に応じた管理方針

### (1) 生息環境対策

- ア 主要生息地域：ツキノワグマが生息しやすい森林環境の形成
- イ 緩衝地域：緩衝帯整備、誘引物の除去、定着させないための追い払い
- ウ 防除地域：誘引物の除去
- エ 排除地域：誘引しない環境の創出

### (2) 被害管理と予防対策

- ア 主要生息地域・緩衝地域：林内作業時の対策、林内における人身被害の回避
- イ 防除地域：電気柵の設置、被害地での指導や助言、捕獲位置図の作成
- ウ 排除地域：誘引・侵入の防止

## 「春期捕獲」対象の全県拡大

- (1) 春期における捕獲は、伝統的な猟法の存続による狩猟技術の維持、狩猟資源の持続的な利用による個体数調整、銃器による追い払い効果による被害の抑制等の効果が期待できる。
- (2) 専門家を含む保護管理協議等により地域の保護管理に関する計画を策定し、計画的に春期捕獲を実施して評価もできる体制が整った地域においては、春期捕獲を全県で認める。

### (3) 留意事項

- ・銃による捕獲とする。
- ・子連れの捕獲は認めない。
- ・捕獲隊を編成して実施する。
- ・捕獲実施者（許可対象者）は当該地域のツキノワグマ生息動向やサンプル等の必要な資料収集に協力する。
- ・穴グマ猟は禁止する。
- ・可能な限り雄を特定して行う。

## 「捕獲上限数」の変更

### (1) 捕獲上限数の設定

保護管理ユニットの安定的維持のため狩猟及び許可捕獲に対して年間の捕獲上限数（過去10年の平均年間捕獲数を基本に平常年と大量出没年の2段階）を設定した。

### (2) 各地域振興局別捕獲上限数

[表] R3. 11. 15～R4. 11. 14 捕獲上限数の計画（平常年・暫定）

（単位：頭）

地振名	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曾	松本	北アルプス	長野	北信	計
捕獲上限数	25	13	1	18	32	69	29	40	59	53	339

【参考】5期計画における各保護管理ユニット別捕獲上限数

区分	越後三国	長野北部	北アルプス北部	北アルプス南部	関東山地	中央アルプス	南アルプス	八ヶ岳	計
推定生息数	1,804	1,361	734	1427	339	1,035	339	231	7,269
平常年上限数	90	68	22	71	17	52	17	0	337
出没年上限数	180	136	44	143	34	104	34	0	675